

平成三十年七月二十四日受領  
答弁第四三四号

内閣衆質一九六第四三四号

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員高木鍊太郎君提出「ゲーム障がい」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高木錬太郎君提出「ゲーム障がい」に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

お尋ねの「『ゲーム障がい』の定義」及び「WHOによる定義」の意味するところが必ずしも明らかではないが、世界保健機関が平成三十年六月十八日に公表した疾病及び関連保健問題の国際統計分類第十一回改訂版において、いわゆる「ゲーム障害」（以下「ゲーム障害」という。）が明記されたことは承知している。

ゲーム障害については、これまでも精神保健福祉センターで相談支援を行ってきたところであるが、今後、国内におけるゲーム障害の現状を把握するため、その実態に関する調査研究を行い、その結果を踏まえて必要な対応を検討してまいりたい。

四について

御指摘の報道は承知しているが、お尋ねの「ICD改訂を医療現場に反映する対応策」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。